

=====公布された規則のあらまし=====

現業職員の給与に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成23年4月の組織改正に伴い、現業職員の職務の分類について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 職務の級が3級である職から車庫長及び副車庫長を削る。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。